

医政発 0401 第 19 号
令和 8 年 4 月 1 日

各

{	都道府県知事	}
	保健所設置市長	
	特別区長	
	地方厚生（支）局長	

 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「再編計画に係る登録免許税の軽減措置の適用について」等の一部改正について

所得税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 12 号）の施行により、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）が令和 8 年 3 月 31 日付けで改正されること等に伴い、「再編計画に係る登録免許税の軽減措置の適用について」（令和 3 年 5 月 28 日付け医政発 0528 第 4 号厚生労働省医政局長通知）及び「再編計画に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について」（令和 4 年 4 月 1 日付け医政発 0401 第 25 号厚生労働省医政局長通知）を別紙 1 及び別紙 2 のとおり改正し、同日より適用することとしたため、御了知の上、関係者、関係団体等に周知をお願いします。

〔別紙 1〕

- 「再編計画に係る登録免許税の軽減措置の適用について」（令和 3 年 5 月 28 日付け医政発 0528 第 4 号厚生労働省医政局長通知）本文

新旧対照表

（下線は改正部分）

改 正 後	改 正 前
医 政 発 0528 第 4 号 令 和 3 年 5 月 28 日 医 政 発 1001 第 6 号 令 和 3 年 10 月 1 日 医 政 発 1228 第 9 号 令 和 4 年 12 月 28 日 医 政 発 0331 第 8 号 令 和 5 年 3 月 31 日 医 政 発 0401 第 31 号 令 和 6 年 4 月 1 日 <u>最終改正 医 政 発 0401 第 19 号</u> <u>令 和 8 年 4 月 1 日</u>	医 政 発 0528 第 4 号 令 和 3 年 5 月 28 日 医 政 発 1001 第 6 号 令 和 3 年 10 月 1 日 医 政 発 1228 第 9 号 令 和 4 年 12 月 28 日 医 政 発 0331 第 8 号 令 和 5 年 3 月 31 日 最終改正 医 政 発 0401 第 31 号 令 和 6 年 4 月 1 日
各 都道府県知事 保健所設置市長 殿 特別区長 	各 都道府県知事 保健所設置市長 殿 特別区長

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

再編計画に係る登録免許税の軽減措置の適用について

所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第 11 号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和３年財務省令第 21 号）の施行に伴い、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第 13 条第 1 項に規定する再編計画の認定（同法第 13 条の 5 第 1 項に規定する変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に基づき取得又は建築する土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の軽減措置が本日より講じられることとなりました。

当該軽減措置の適用を受けるために必要な手続き等について、下記のとおり定めることとしたため、貴職におかれては、十分御了知の上、関係者、関係団体等に周知をお願いします。

なお、本通知の内容は、関係省庁と協議済みであることを申し添えます。

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

再編計画に係る登録免許税の軽減措置の適用について

所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第 11 号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和３年財務省令第 21 号）の施行に伴い、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第 12 条の 2 の 2 第 1 項に規定する再編計画の認定（同法第 12 条の 6 第 1 項に規定する変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に基づき取得又は建築する土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の軽減措置が本日より講じられることとなりました。

当該軽減措置の適用を受けるために必要な手続き等について、下記のとおり定めることとしたため、貴職におかれては、十分御了知の上、関係者、関係団体等に周知をお願いします。

なお、本通知の内容は、関係省庁と協議済みであることを申し添えます。

記	記
1 (略) 2 概要 (1) 制度の概要 令和3年5月28日から令和<u>10</u>年3月31日までの間に再編計画の認定を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に記載された医療機関の再編の事業に必要な土地の取得をし、取得後1年以内に所有権の移転の登記を行った場合、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率を1000分の10（本則1000分の20）とし、建物の建築をし、建築後1年以内に建物の所有権の保存の登記を行った場合、当該建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率を1000分の2（本則1000分の4）とする。 (2) 医療機関の手続 再編計画の認定を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に基づき取得又は建築した土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記について、登録免許税の税率の軽減措置の適用を受けようとする場合は、 ① 登記を行う前に、租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）<u>第30条の5</u>の規定に基づき、別添様式の租税	1 (略) 2 概要 (1) 制度の概要 令和3年5月28日から令和<u>8</u>年3月31日までの間に再編計画の認定を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に記載された医療機関の再編の事業に必要な土地の取得をし、取得後1年以内に所有権の移転の登記を行った場合、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率を1000分の10（本則1000分の20）とし、建物の建築をし、建築後1年以内に建物の所有権の保存の登記を行った場合、当該建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率を1000分の2（本則1000分の4）とする。 (2) 医療機関の手続 再編計画の認定を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に基づき取得又は建築した土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記について、登録免許税の税率の軽減措置の適用を受けようとする場合は、 ① 登記を行う前に、租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）<u>第31条</u>の規定に基づき、別添様式の租税特別

特別措置法適用証明申請書に必要事項を記載の上、地方厚生（支）局に申請を行うこと。 ② （略） 3 照会・申請先 （北海道厚生局） 〒060-0808 北海道札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 8 階 北海道厚生局健康福祉部医事課 TEL：011-709-2311 （東北厚生局） 〒980-8426 宮城県仙台市青葉区花京院 1 - 1 -20 花京院スクエア 13 階 東北厚生局健康福祉部医事課 TEL：022-726-9263 （関東信越厚生局） 〒330-9713 埼玉県さいたま市中央区新都心 1 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館 7 F 関東信越厚生局健康福祉部医事課 TEL：048-740-0754	措置法適用証明申請書に必要事項を記載の上、地方厚生（支）局に申請を行うこと。 ② （略） 3 照会・申請先 （北海道厚生局） 〒060-0808 北海道札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 8 階 北海道厚生局健康福祉部医事課 TEL：011-709-2311 （東北厚生局） 〒980-8426 宮城県仙台市青葉区花京院 1 - 1 -20 花京院スクエア 13 階 東北厚生局健康福祉部医事課 TEL：022-726-9263 （関東信越厚生局） 〒330-9713 埼玉県さいたま市中央区新都心 1 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館 7 F 関東信越厚生局健康福祉部医事課 TEL：048-740-0754
--	--

(東海北陸厚生局) 〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁 1-15-1 名古屋合同庁舎 第3号館3階 東海北陸厚生局健康福祉部医事課 TEL：052-971-8836	(東海北陸厚生局) 〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁 1-15-1 名古屋合同庁舎 第3号館3階 東海北陸厚生局健康福祉部医事課 TEL：052-971-8836
(近畿厚生局) 〒540-0011 大阪府大阪市中央区農人橋 1-1-22 大江ビル7階 近畿厚生局健康福祉部医事課 TEL：06-6942-2492	(近畿厚生局) 〒540-0011 大阪府大阪市中央区農人橋 1-1-22 大江ビル7階 近畿厚生局健康福祉部医事課 TEL：06-6942-2492
(中国四国厚生局) 〒730-0017 広島県広島市中区鉄砲町 7-18 東芝フコク生命ビ ル2階 中国四国厚生局健康福祉部医事課 TEL：082-223-8204	(中国四国厚生局) 〒730-0017 広島県広島市中区鉄砲町 7-18 東芝フコク生命ビ ル2階 中国四国厚生局健康福祉部医事課 TEL：082-223-8204
(四国厚生支局) 〒760-0019 <u>香川県高松市サンポート 3 番 33 号 高松サンポー ト合同庁舎北館 4 階</u> 四国厚生支局健康福祉課 TEL：087-851-9566	(四国厚生支局) 〒760-0019 <u>香川県高松市サンポート 2-1 高松シンボルタワ ー 9 階</u> 四国厚生支局健康福祉課 TEL：087-851-9566

(九州厚生局) 〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎2階 九州厚生局健康福祉部医事課 TEL：092-472-2366 ※メールで申請書等を提出する場合の送信先は、各厚生（支）局にご確認ください。	(九州厚生局) 〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎2階 九州厚生局健康福祉部医事課 TEL：092-472-2366 ※メールで申請書等を提出する場合の送信先は、各厚生（支）局にご確認ください。
---	---

〔別紙 2〕

- 「再編計画に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について」（令和 4 年 4 月 1 日付け医政発 0401 第 25 号厚生労働省医政局長通知）
本文

新旧対照表

（下線は改正部分）

改 正 後	改 正 前
医政発 0401 第 25 号 令和 4 年 4 月 1 日 医政発 1228 第 9 号 令和 4 年 12 月 28 日 医政発 0401 第 31 号 令和 6 年 4 月 1 日 <u>最終改正 医政発 0401 第 19 号</u> <u>令和 8 年 4 月 1 日</u> 各 { 都道府県知事 保健所設置市長 特別区長 } 殿 厚生労働省医政局長 (公 印 省 略)	医政発 0401 第 25 号 令和 4 年 4 月 1 日 医政発 1228 第 9 号 令和 4 年 12 月 28 日 <u>最終改正</u> 医政発 0401 第 31 号 令和 6 年 4 月 1 日 各 { 都道府県知事 保健所設置市長 特別区長 } 殿 厚生労働省医政局長 (公 印 省 略)

再編計画に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について 地方税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第１号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和４年政令第１３３号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和４年総務省令第２７号）の施行に伴い、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第６４号。以下「医療介護総合確保法」という。）<u>第１３条の６</u>に規定する認定医療機関開設者が同条に規定する認定再編計画に基づき不動産を取得した場合に、当該不動産の取得に対して課される不動産取得税の課税標準の特例措置が本日より講じられることとなりました。 当該特例措置の概要等については下記のとおりですので、貴職におかれては、これを十分御了知の上、関係者、関係団体等に周知をお願いします。 なお、本通知の内容は、関係省庁と協議済みであることを申し添えます。 記 １ 特例措置の概要 地域医療構想の実現のため、認定医療機関開設者（医療介護総	再編計画に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について 地方税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第１号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和４年政令第１３３号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和４年総務省令第２７号）の施行に伴い、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第６４号。以下「医療介護総合確保法」という。）<u>第１２条の７</u>に規定する認定医療機関開設者が同条に規定する認定再編計画に基づき不動産を取得した場合に、当該不動産の取得に対して課される不動産取得税の課税標準の特例措置が本日より講じられることとなりました。 当該特例措置の概要等については下記のとおりですので、貴職におかれては、これを十分御了知の上、関係者、関係団体等に周知をお願いします。 なお、本通知の内容は、関係省庁と協議済みであることを申し添えます。 記 １ 特例措置の概要 地域医療構想の実現のため、認定医療機関開設者（医療介護総
---	---

合確保法第 13 条第 1 項に規定する再編計画の認定を受けた医療機関の開設者をいう。以下同じ。) が、当該認定を受けた再編計画 (同法第 13 条の 5 第 1 項の規定による変更の認定又は同条第 2 項の変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定再編計画」という。) に基づき不動産を取得した場合における当該不動産の取得に係る不動産取得税について、当該不動産の価格の 2 分の 1 に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置 (以下単に「特例措置」という。) を令和 4 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで講ずるもの。 2 (略) 3 特例措置の適用期間 特例措置は、認定医療機関開設者による上記 2 の不動産の取得が、令和 4 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までに行われたときに限り適用すること。	合確保法第 12 条の 2 の 2 第 1 項に規定する再編計画の認定を受けた医療機関の開設者をいう。以下同じ。) が、当該認定を受けた再編計画 (同法第 12 条の 6 第 1 項の規定による変更の認定又は同条第 2 項の変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定再編計画」という。) に基づき不動産を取得した場合における当該不動産の取得に係る不動産取得税について、当該不動産の価格の 2 分の 1 に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置 (以下単に「特例措置」という。) を令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで講ずるもの。 2 (略) 3 特例措置の適用期間 特例措置は、認定医療機関開設者による上記 2 の不動産の取得が、令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに行われたときに限り適用すること。
--	--

医政発 0528 第 4 号
令和 3 年 5 月 28 日
医政発 1001 第 6 号
令和 3 年 10 月 1 日
医政発 1228 第 9 号
令和 4 年 12 月 28 日
医政発 0331 第 8 号
令和 5 年 3 月 31 日
医政発 0401 第 31 号
令和 6 年 4 月 1 日
最終改正 医政発 0401 第 19 号
令和 8 年 4 月 1 日

各 （
都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
） 殿

厚生労働省医政局長
（公印省略）

再編計画に係る登録免許税の軽減措置の適用について

所得税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 11 号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和 3 年財務省令第 21 号）の施行に伴い、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第 13 条第 1 項に規定する再編計画の認定（同法第 13 条の 5 第 1 項に規定する変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に基づき取得又は建築する土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の軽減措置が本日より講じられることとなりました。

当該軽減措置の適用を受けるために必要な手続き等について、下記のとおり定めることとしたため、貴職におかれては、十分御了知の上、関係者、関係団体等に周知をお願いします。

なお、本通知の内容は、関係省庁と協議済みであることを申し添えます。

記

1 趣旨

地域医療構想の実現のため、再編計画の認定を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に基づき取得又は建築する土地の所有権の移転の登記又は建物

の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率を軽減するもの。

2 概要

(1) 制度の概要

令和3年5月28日から令和10年3月31日までの間に再編計画の認定を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に記載された医療機関の再編の事業に必要な土地の取得をし、取得後1年以内に所有権の移転の登記を行った場合、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率を1000分の10（本則1000分の20）とし、建物の建築をし、建築後1年以内に建物の所有権の保存の登記を行った場合、当該建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率を1000分の2（本則1000分の4）とする。

(2) 医療機関における手続

再編計画の認定を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に基づき取得又は建築した土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記について、登録免許税の税率の軽減措置の適用を受けようとする場合は、

- ① 登記を行う前に、租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第30条の5の規定に基づき、別添様式の租税特別措置法適用証明申請書に必要事項を記載の上、地方厚生（支）局に申請を行うこと。

※ 租税特別措置法適用証明書の申請については、再編計画の認定の申請日以降に、下記申請先に郵送又はメールで提出することとする。

- ② 当該土地の取得又は建物の建築後1年以内に、登記の申請書に地方厚生（支）局より交付を受けた租税特別措置法適用証明書を添付した上で、登記所において登記を行うこと。

3 照会・申請先

（北海道厚生局）

〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎8階
北海道厚生局健康福祉部医事課
TEL：011-709-2311

（東北厚生局）

〒980-8426 宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア13階
東北厚生局健康福祉部医事課
TEL：022-726-9263

（関東信越厚生局）

〒330-9713 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館7F
関東信越厚生局健康福祉部医事課
TEL：048-740-0754

（東海北陸厚生局）

〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁 1-15-1 名古屋合同庁舎第 3 号館 3 階
東海北陸厚生局健康福祉部医事課
TEL：052-971-8836

（近畿厚生局）

〒540-0011 大阪府大阪市中央区農人橋 1-1-22 大江ビル 7 階
近畿厚生局健康福祉部医事課
TEL：06-6942-2492

（中国四国厚生局）

〒730-0017 広島県広島市中区鉄砲町 7-18 東芝フコク生命ビル 2 階
中国四国厚生局健康福祉部医事課
TEL：082-223-8204

（四国厚生支局）

〒760-0019 香川県高松市サンポート 3 番 33 号 高松サンポート合同庁舎北館 4 階
四国厚生支局健康福祉課
TEL：087-851-9566

（九州厚生局）

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第二合同庁舎 2 階
九州厚生局健康福祉部医事課
TEL：092-472-2366

※メールで申請書等を提出する場合の送信先は、各厚生（支）局にご確認ください。

様式（第 81 条第 1 項又は第 2 項関係）

租税特別措置法適用証明申請書

年 月 日

厚生労働大臣 名 殿

主たる事務所の所在地

名 称

代表者の資格及び氏名

（注 1）

下記事項が租税特別措置法第 81 条第○項に該当するものであることにつき、租税特別措置法施行規則第 30 条の 5 第○項の規定による証明を受けたいので申請します。

記

1. 登記申請人

（注 2）

2. 上記登記申請人が、租税特別措置法第 81 条第 1 項に規定する医療機関の開設者であること

3. 租税特別措置法第 81 条第 1 項に規定する地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第 13 条第 1 項（変更の認定の場合には、同法第 13 条の 5 第 1 項）の認定年月日

年 月 日

4. 不動産の表示（別紙）

（注 3）

5. 上記不動産が、租税特別措置法第 81 条第 1 項に規定する再編計画に記載された医療機関の再編の事業に必要なものであること

6. 上記登記申請人が、上記不動産の取得又は建築をした年月日

年 月 日

上記事項は、租税特別措置法第 81 条第○項に該当するものであることを証明します。

番 号

年 月 日

厚生労働大臣

印

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

(注1) 申請者である法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の資格及び氏名を記載する。
申請者が個人の場合は、住所、屋号及び氏名を記載する。

(注2) 「上記証明申請者と同じ」と記載すること。

(注3) 別紙には、所有権の移転又は保存の登記をすべき不動産の表示を記載する。

(1) 土地の場合 所在、地番、地目及び地積

(2) 建物の場合 所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(別紙)

1. 土地

所 在	地 番	地 目	地 積

(注1)「所在」、「地番」、「地目」及び「地積」欄は、いずれも登記事項証明書の記録に合わせて記載する。

2. 建物

所 在	家屋番号	種 類	構 造	床 面 積

(注1)「所在」、「家屋番号」、「種類」、「構造」及び「床面積」欄は、いずれも登記事項証明書の記録に合わせて記載する。

医政発 0401 第 25 号
令和 4 年 4 月 1 日
医政発 1228 第 9 号
令和 4 年 12 月 28 日
医政発 0401 第 31 号
令和 6 年 4 月 1 日
最終改正 医政発 0401 第 19 号
令和 8 年 4 月 1 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

再編計画に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について

地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 133 号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 27 号）の施行に伴い、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号。以下「医療介護総合確保法」という。）第 13 条の 6 に規定する認定医療機関開設者が同条に規定する認定再編計画に基づき不動産を取得した場合に、当該不動産の取得に対して課される不動産取得税の課税標準の特例措置が本日より講じられることとなりました。

当該特例措置の概要等については下記のとおりですので、貴職におかれては、これを十分御了知の上、関係者、関係団体等に周知をお願いします。

なお、本通知の内容は、関係省庁と協議済みであることを申し添えます。

記

1 特例措置の概要

地域医療構想の実現のため、認定医療機関開設者（医療介護総合確保法第 13 条第 1 項に規定する再編計画の認定を受けた医療機関の開設者をいう。以下同じ。）が、当該認定を受けた再編計画（同法第 13 条の 5 第 1 項の規定による変更の認定又は同条第 2 項の変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定再編計画」という。）に基づき不動産を取得した場合における当該不動産の取得に係る不動産取得税について、当該不動産の価格の 2 分の 1 に相当

する額を価格から控除する課税標準の特例措置(以下単に「特例措置」という。)を令和4年4月1日から令和10年3月31日まで講ずるもの。

2 特例措置の対象となる不動産

特例措置の対象となる不動産は、認定医療機関開設者が認定再編計画に記載された医療機関の再編の事業(地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携を推進するための2以上の医療機関の再編の事業をいう。)により取得する不動産であって、次に掲げる不動産以外の不動産であること。

(1) 宿舍の用に供する不動産

(2) その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある宿泊施設、駐車施設、遊技施設、飲食店、喫茶店及び物品販売施設の用に供する不動産

3 特例措置の適用期間

特例措置は、認定医療機関開設者による上記2の不動産の取得が、令和4年4月1日から令和10年3月31日までに行われたときに限り適用すること。